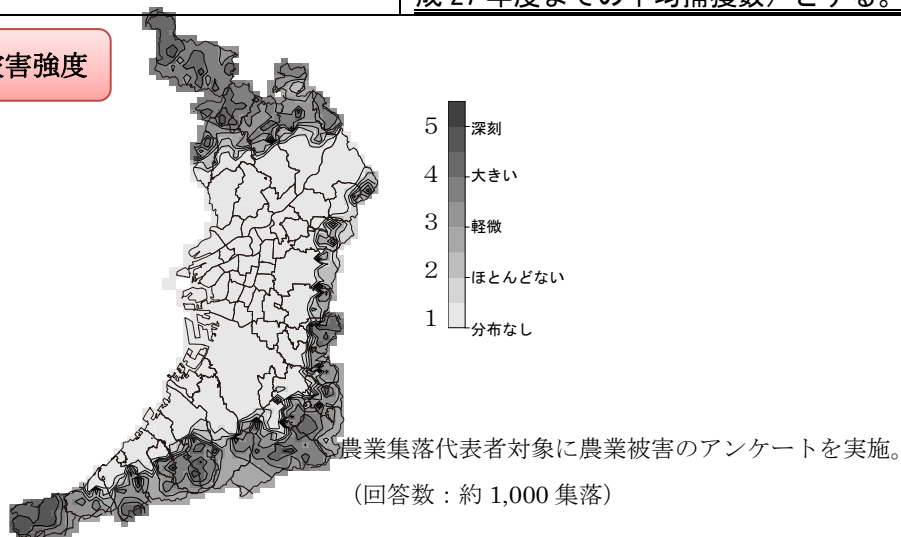


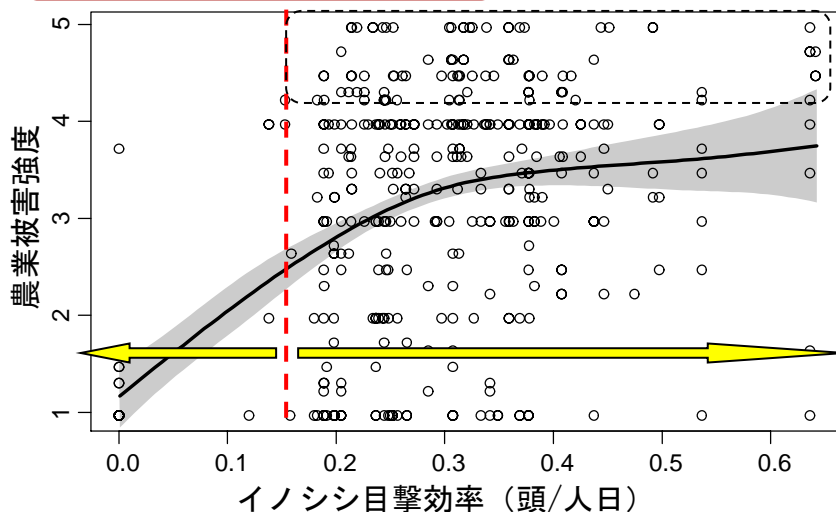
大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）の主な変更項目について

第1期計画	第2期計画
計画の期間 平成27年5月29日～平成29年3月31日	計画の期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日
管理の目標 (1) 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第2期)の評価 (2) 管理目標 平成22年度の被害金額及び被害面積の半減 平成22年度の捕獲数(約3,700頭)以上の捕獲	管理の目標 (1) 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第3期)の評価 (2) 管理目標 <u>被害が深刻な地域「農業被害強度4(被害が「大きい」と回答)を越える地域」をなくすこと。</u> <u>指標：銃猟平均目撃効率を0.15(頭/人日)以下とする。(平成27年度:0.22(頭/人日))</u>
	数の調整に関する事項 <u>年間最低捕獲数を3,100頭(平成25年度から平成27年度までの平均捕獲数)とする。</u>

イノシシ農業被害強度



イノシシ目撃効率と農業被害強度



- ・狩猟者に出猟状況と捕獲状況をアンケートを実施(銃猟：429人)
- ・目撃効率(目撃頭数/出猟人日数)は生息密度の指標となる。
- ・目撃効率0.4(頭/人日)程度まで増加ののち、ほぼ一定
- ・目撃効率0.15程度を境に被害強度が4(大きい)より大きい地域が発生

農林業被害の軽減及びイノシシと人間との長期的にわたる安定的な共存を図るために銃猟による目撃効率を0.15(頭/人日)にまで個体数を減らす。